

平成29年 3 月23日 (木)

午前10時

上下水道局 3 階 会議室

教育委員会定例会

追 加 議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第15号 寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

議案第16号 寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第15号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

寝屋川市就学援助規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市の区域内に住所を有する大阪府立富田林中学校に生徒を就学させている保護者を就学援助の対象とするため。

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則

寝屋川市就学援助規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「寝屋川市立の小学校又は中学校に就学している者」を「寝屋川市立の小学校若しくは中学校に就学している者又は大阪府立富田林中学校に就学している者（寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）」に改める。

第3条第1項中「寝屋川市立の小学校若しくは中学校に」を削る。

第4条第2項中「学校長」を「寝屋川市立の小学校長及び中学校長」に改める。

第6条第2項中「保護者」の次に「（児童生徒を寝屋川市立の小学校又は中学校に就学させている保護者に限る。）」を加える。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 要保護者のうち教育扶助を受けている保護者（児童生徒を大阪府立富田林中学校に就学させている保護者に限る。）については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの就学援助は、行わない。

第6条に次の1項を加える。

5 要保護者のうち教育扶助を受けていない保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者のうち、寝屋川市の区域内に住所を有する大阪府立富田林中学校に児童生徒を就学させている保護者については、第1項第5号及び第8号の就学援助は、行わない。

第8条第3項中「学校長」を「寝屋川市立の小学校長又は中学校長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

寝屋川市就学援助規則

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「児童生徒」とは、 <u>寝屋川市立の小学校若しくは中学校に就学している者又は大阪府立富田林中学校に就学している者（寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）</u> をいう。	第2条 この規則において「児童生徒」とは、 <u>寝屋川市立の小学校又は中学校に就学している者</u>
2 (略)	2 (略)
(受給の資格)	(受給の資格)
第3条 就学援助を受けることができる者は、 <u>児童生徒を就学させている保護者</u> であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第3条 就学援助を受けることができる者は、 <u>寝屋川市立の小学校若しくは中学校に児童生徒を就学させている保護者</u> であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(受給の申請)	(受給の申請)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 <u>寝屋川市立の小学校長及び中学校校長は、就学援助の受給を必要と認める保護者に対し、民生委員の協力を求める等して、前項の申請を行うよう助言するものとする。</u>	2 <u>学校長</u> は、就学援助の受給を必要と認める保護者に対し、民生委員の協力を求める等して、前項の申請を行うよう助言するものとする。
3 (略)	3 (略)
(受給者の認定)	(受給者の認定)
第5条 (略)	第5条 (略)

改正案	現行
2 (略) (援助の種類等) 第6条 (略) (1)~(8) (略)	2 (略) (援助の種類等) 第6条 (略) (1)~(8) (略)
2 要保護者のうち教育扶助を受けている保護者(児童生徒を寝屋川市立の小学校又は中学校に就学させている保護者に限る。)については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの就学援助は、行わない。	2 要保護者のうち教育扶助を受けている保護者
3 要保護者のうち教育扶助を受けている保護者(児童生徒を大阪府立富田林中学校に就学させている保護者に限る。)については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの就学援助は、行わない。	5号から第7号までの就学援助は、行わない。
4 前2項に定めるもののほか、寝屋川市から、第1項各号に掲げる就学援助と同種の援助(以下この項において「同種の援助」という。)を受けている保護者に対しては、当該同種の援助に相当する就学援助は、行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する就学援助の支給額に満たないときは、その差額を支給する。	3 前項に定めるもののほか、寝屋川市から、第1項各号に掲げる就学援助と同種の援助(以下この項において「同種の援助」という。)を受けている保護者に対しては、当該同種の援助に相当する就学援助は、行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する就学援助の支給額に満たないときは、その差額を支給する。
5 要保護者のうち教育扶助を受けていない保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者のうち、寝屋川市の区域内に住所を有する大阪府立富田林中学校に児童生徒を就学させている保護者については、第1項第5号及び第8号の就学援助は、行わない。	

改正案	現行
(支給額) 第7条 (略) (支給方法) 第8条 (略) 2 (略) 3 教育長は、受給者が就学援助に係る支給金を他の用途に使用していると認めるとき、又は使用するおそれがあると認められるときは、第1項に規定する支給方法を、<u>寝屋川市立の小学校長又は中学校長</u>を経て支給する方法その他教育長が適当と認める方法に変更することができる。	(支給額) 第7条 (略) (支給方法) 第8条 (略) 2 (略) 3 教育長は、受給者が就学援助に係る支給金を他の用途に使用していると認めるとき、又は使用するおそれがあると認められるときは、第1項に規定する支給方法を、<u>学校長</u>を経て支給する方法その他教育長が適当と認める方法に変更することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第16号

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年 3 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会について規定するため。

寝屋川市立市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立市民体育館条例施行規則（平成 19 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 8 条を加える。

（組織）

第 4 条の 2 条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 経営に関する知識を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 社会教育委員
- (5) 社会教育部における部長

（任期）

第 4 条の 3 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から体育館の指定管理者が指定された日までとする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条の 4 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第4条の5 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の会議は、非公開とする。

- 4 選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。

(資料等の提出等の要求)

- 第4条の6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

- 第4条の7 選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(結果の公表)

- 第4条の8 選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないと認める事項については、これを公表しないことができる。

(委任)

- 第4条の9 第4条の2から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

第5条中「前条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

寝屋川市立市民体育館条例施行規則

改 正 案	現 行
(選定方法及び選定基準) 第4条 (略) (組織) 第4条の2 条例第7条の2第1項に規定する寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、委員5人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 (2) 経営に関する知識を有する者 (3) 学識経験を有する者 (4) 社会教育委員 (5) 社会教育部における部長 (任期) 第4条の3 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から体育館の指定管理者が指定された日までとする。 2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員を解嘱することができる。 (委員長及び副委員長) 第4条の4 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。 2 委員長は、委員の互選により定める。 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。 4 副委員長は、委員長が指名する。 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	(選定方法及び選定基準) 第4条 (略)

改 正 案	現 行
(会議) 第4条の5 <u>選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</u> 2 <u>選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> 3 <u>選定委員会の会議は、非公開とする。</u> 4 <u>選定委員会における調査審議の公平性及び透明性を確保するため、会議録を整備するものとする。</u> (資料等の提出等の要求) 第4条の6 <u>委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u> (報告) 第4条の7 <u>選定委員会は、調査審議した結果を、速やかに教育委員会に報告するものとする。</u> (結果の公表) 第4条の8 <u>選定委員会において調査審議した経過及び結果は、公表する。ただし、委員長は、公表することが適当でないとして認める事項については、これを公表しないことができる。</u> (委任) 第4条の9 <u>第4条の2から前条までに定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。</u> (選定結果の通知) 第5条 <u>第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。</u>	(選定結果の通知) 第5条 前条 <u>の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者等に通知する。</u>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。